

公租公課について

2023年1月27日（金）

第33回 料金制度専門会合

事務局提出資料



本日御議論いただきたい点について

- 本日は、個別原価のうち、公租公課について御議論いただきたい。
- 本資料では、公租公課について、事務局が各事業者から聞き取った申請内容をまとめてお示しするとともに、今後検討を深めていくべき審査に係る論点の例を「主な論点」としてお示ししている。
- 本日は、本資料で例示している「主な論点」に加えて、本専門会合のみならず、専門委員による審査チームや事務局における審査も含めて、今後検討を深めていくべき論点としてどのようなものが考えられるか、幅広く御議論いただきたい。

料金算定規則における規定

- 公租公課については、以下に掲げる料金算定規則に従い、算定することとなっている。

【参考】みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則（料金算定規則）（抜粋）

（営業費の算定）

第三条 事業者は、営業費として、（中略）水利使用料、（中略）固定資産税、雑税、（中略）事業税、（中略）法人税等（中略）の額の合計額を算定（中略）しなければならない。

2 次の各号に掲げる営業費項目の額は、別表第一第一表により分類し、それぞれ当該各号に掲げる方法により算定した額とする。

一～四 （略）

五 水利使用料 河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）に定めるところにより算定した流水占用料等の額

六 （略）

七 固定資産税、雑税（中略）及び事業税 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）（中略）その他の税に関する法律に定めるところにより算定した額

八～十 （略）

十一 法人税等 発行済株式（自己株式を除く。）の数及び一株当たりの配当金額を基に算定した配当金並びに会社法（平成十七年法律第八十六号）に定めるところにより算定した利益準備金を基に法人税法、地方法人税法及び地方税法（道府県民税及び市町村民税の法人税割に限る。）により算定した額

公租公課の申請概要①

- 公租公課は、各税法（河川法、地方税法、法人税法など）に則って、算定する。

1. 水利使用料：河川法に基づき、水力発電所毎の出力に単価を乗じて算定。
2. 固定資産税：地方税法に基づき、土地、家屋、償却資産を課税対象として課税。
3. 雑税：各税法（地方税等）に基づいて課税される印紙税、核燃料税、都市計画税、県市町村民税。
4. 事業税：地方税法に基づき、収入割、付加価値割、資本割毎に税率を乗じて算定。
5. 法人税等：法人税法及び地方税法に基づき、配当原資相当分に対し課税。

公租公課の申請概要②

- 各事業者の公租公課は、原子力発電所の安全対策工事に伴う固定資産税の増加や、総原価の増加に伴う事業税の増加などにより、前回原価と比べて増加している。

(単位：百万円 (※単位未満は四捨五入))

	東北			北陸			中国			四国			沖縄		
	今回	前回	差引	今回	前回	差引	今回	前回	差引	今回	前回	差引	今回	前回	差引
水利使用料	2,674	2,554	120	2,212	2,052	161	1,266	1,219	48	714	714	0	-	-	-
固定資産税	14,842	12,347	2,495	5,643	8,868	▲3,226	11,171	7,772	3,398	5,258	4,161	1,097	669	719	▲50
雑税	2,452	1,232	1,220	1,360	265	1,095	1,869	1,699	170	2,447	1,313	1,134	52	113	▲61
事業税	18,451	12,402	6,050	6,723	3,998	2,725	9,529	8,380	1,149	5,055	4,086	969	1,644	1,134	510
法人税等	9,641	7,778	1,863	4,051	4,146	▲94	6,995	6,461	534	3,224	3,423	▲199	703	348	355
公租公課計	48,061	36,313	11,747	19,989	19,329	660	30,830	25,530	5,300	16,699	13,697	3,002	3,067	2,314	754

※「前回」は、各事業者について、以下の年度の平均値（託送原価相当を除く）。

東北：2013～15年度の3カ年

北陸：2007年度下期～2008年度上期の1カ年

中国：2008年度の1カ年

四国：2013～15年度の3カ年

沖縄：2008年度の1カ年

※「今回」は、2023～25年度の3カ年平均値。

公租公課に係る主な論点

- 料金算定規則や各税法等に基づき、適切に算定されているか。
- 法人税等は、過去の査定方針において、「一株当たりの配当金額を9電力会社で最も低い50円として算定した額を計上することは妥当である」としていたが、昨今の状況を踏まえ「一株当たりの配当金額」はどうあるべきか（論点①）。また、株式分割により、「発行済株式の数」が増加している事業者もいるが、これもどうあるべきか（論点②）。

(注) 料金原価上の法人税等は、当該法人税等を支払った後、配当金相当が税引後利益として残ることを想定しているものであり、実際に支払われる法人税等とは異なるものである。

法人税等

=

配当所要利益

×

実効税率 (%)

論点②：株式分割による発行済株式の数の増加は考慮すべきか

発行済株式の数

×

一株当たりの配当金額 (円)

論点①：一株当たりの配当金額として50円は妥当か

(1 - 実効税率 (%))

【論点①】法人税等の算定諸元（一株当たりの配当金額）

- 法人税等については、料金算定規則上、発行済株式の数及び一株当たりの配当金額を基に算定した配当金を基に法人税法等により算定した額とされている。
- 過去の査定方針では、「一株当たりの配当金額を9電力会社で最も低い50円として算定」することとしたが、昨今の状況を踏まえ「一株当たりの配当金額」はどうあるべきか。
- 一株当たりの配当金額の算定にあたっては、事業者の恣意性を排除する観点から、「全社一律の配当金額」を基本として、例えば以下の方法が考えられるが、この他に適当な方法はあるか。

① 一株当たりの配当金額を、**8社**（注1）の直近●●年の単純平均値とする。

- － 「直近●●年」として、例えば、事業報酬の算定諸元となるβ値の算定期間（注2）とする案や直近3年・5年・10年とする案も考えられる。

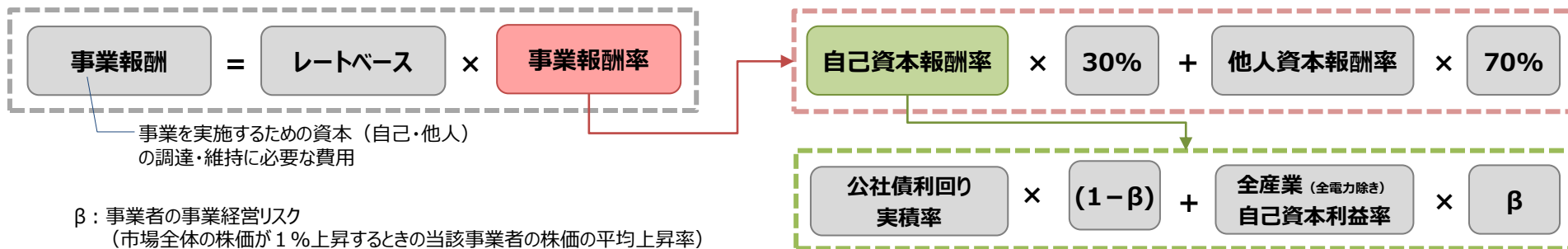
事業報酬は、株主が期待する利益率の適正水準等を踏まえて、市場全体の期待利益率（全産業自己資本利益率）に、β値（市場全体の株価が1%上昇するときの当該事業者の株価の平均上昇率）を加味して算定。一株当たりの配当金額の平均期間を設定するに当たっては、株主が期待する利益率の適正水準の算定方法と平仄を合わせることも一案。

（注1） みなし小売電気事業者の有価証券報告書で確認できる8社（東京電力EP及び中部電力ミライズを除く。）。

（注2） 第32回料金制度専門会合では、β値の算定期間として、「直近10年程度」等の案が示されている。

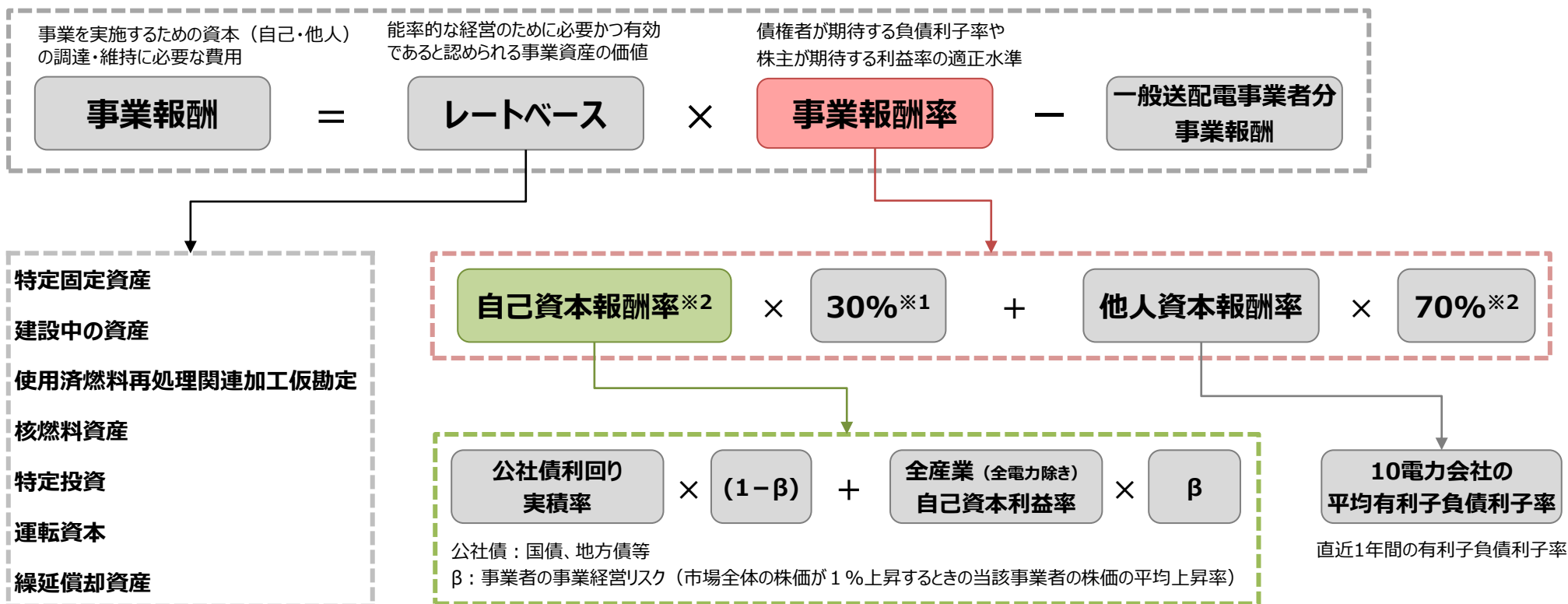
② 一株当たりの配当金額を、**50円**とする（過去の査定方針と同様）。

事業報酬の算定方法（第32回 料金制度専門会合 資料7-2を一部加工）



【参考】事業報酬制度の概要

- かつては、支払利息・配当金額・利益準備金を積み上げることで、資金調達コストを算定していたが、事業者ごとの資本構成の差異等によってコスト水準に差が出る点などを考慮して、能率的な経営のために必要かつ有効であると認められる**事業資産の価値（レートベース）**に、**事業報酬率**を乗じることで**資金調達コストを算定する「事業報酬制度」**が、1960年に導入された。



※1：1995年の第30回料金制度部会において、電気事業における適正な自己資本比率が30%（＝総資本に占める他人資本は70%）とされたことを踏まえ、自己資本報酬率（利益率）と他人資本報酬率（負債利率）を30:70で加重平均することで算定。

※2：みなし小売電気事業者の事業経営リスク（ β 値）を、株価を用いて分析した上で、「公社債利回り実績率」を下限、「全産業（全電力を除く）の自己資本利益率」を上限とし、当該事業者の事業経営リスクに見合った適正な自己資本報酬率（利益率）を算定。

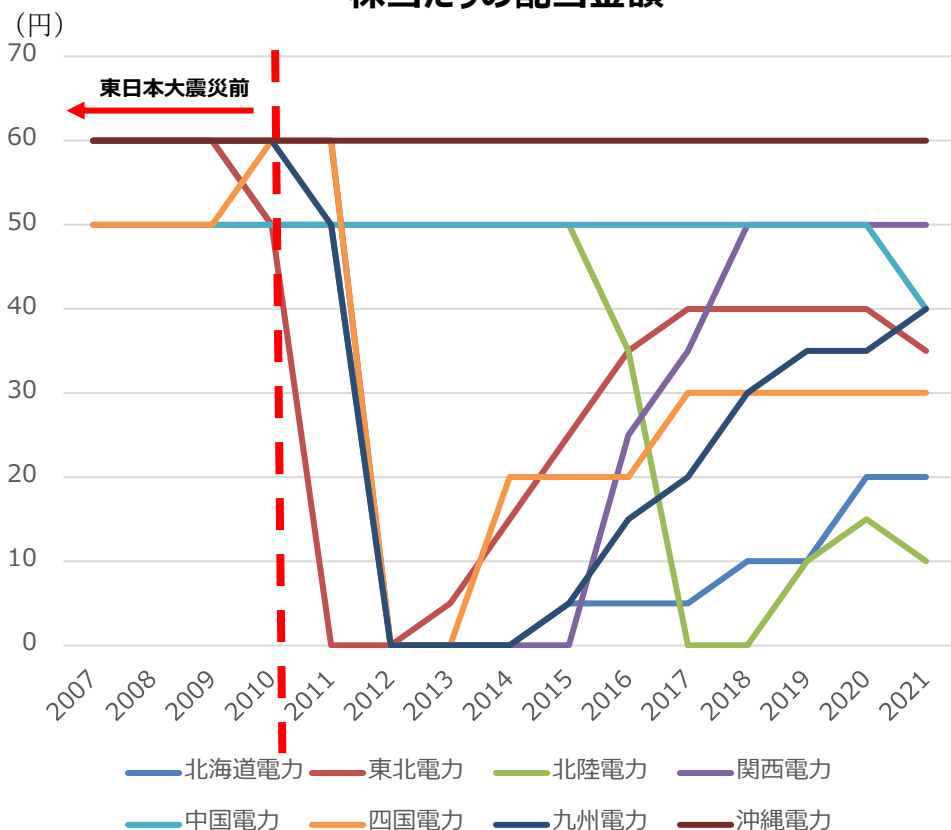
【論点②】法人税等の算定諸元（発行済株式の数）

- 沖縄電力は、前回改定（2008年）後に5回株式分割を行っている。株式分割により発行済株式の数が増加している一方で、一株当たりの配当金額は据え置いているため、実効税率の減はあるが、前回改定時と比較して法人税等の金額は倍以上となっている（※詳細は後掲）。
- また、沖縄電力のプレスリリース（株式分割に関するお知らせ）では、「株主のみなさまへの利益還元及び当社株式の流動性を高めることを目的」として株式分割を行ったとしている。
- **株式分割により発行済株式の数が増加している場合に関し、事業者の恣意性を排除する観点から、例えば以下の考え方で算定する方法が考えられるが、この他に適当な方法はあるか。**
 - ① **申請時点の発行済株式の数**を用いる（過去の料金審査と同じ）。
 - － ただし、株式分割後も安定的に、申請された一株当たりの配当金額が支払われていることが前提。
 - ② **前回改定時の発行済株式の数**を用いる。

【参考】一株当たりの配当金額及び発行済株式の数の推移

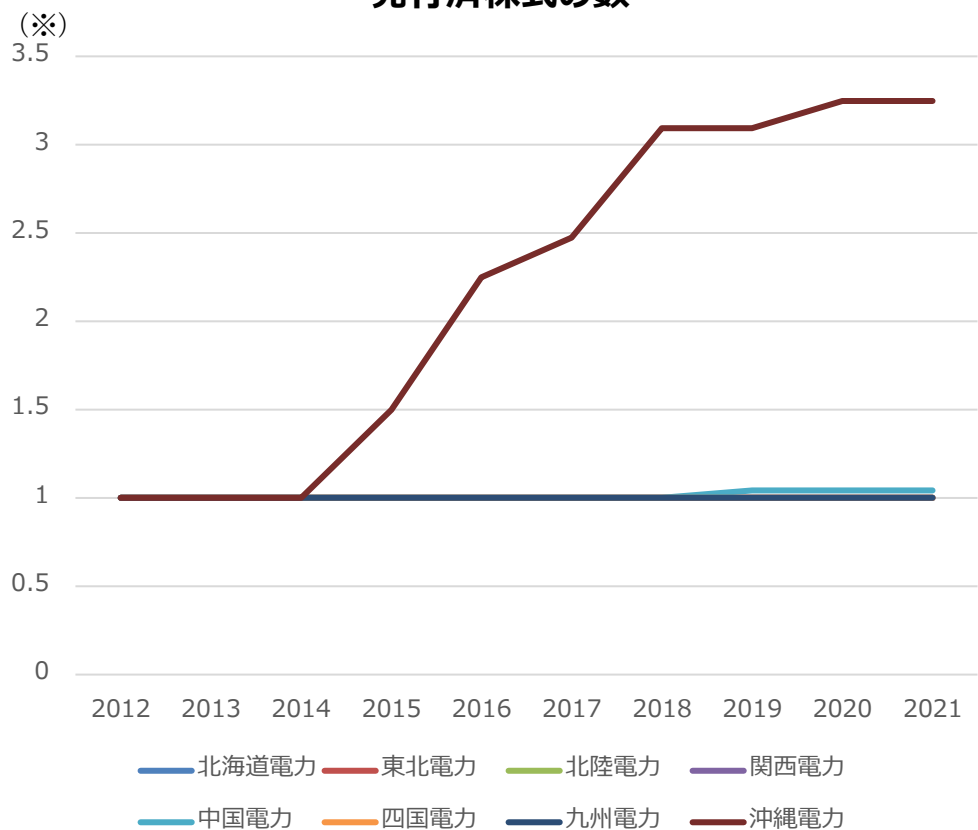
- 各事業者（東京電力EP及び中部電力ミライズを除く。）の一株当たりの配当金額及び発行済株式の数の推移は、以下のとおり。なお、今回、値上げ申請した5事業者について、2022年度の配当は、概ね無配（四国電力では、中間配当は無配・期末配当は未定）となっている。

一株当たりの配当金額



※8事業者の一株当たりの配当金額
 直近3年単純平均 = 36.3円
 直近5年単純平均 = 34.5円
 直近10年単純平均 = 29.5円

発行済株式の数



※2012年度の発行済株式の数を1とした場合の各年度の比率

【参考 1】過去の査定方針（H26年・中部電力）

（1）固定資産税

子会社（（株）トーエネック）が過去に行った不適切な請求を含めて料金原価を算定することは適切ではないため、料金原価算定期間における固定資産税を再算定して上回る部分について料金原価から減額する。

（2）印紙税

「所得税法等の一部を改正する法律」により、印紙税法の一部が改正され（平成25年4月）、平成26年4月1日以降に作成される「金銭又は有価証券の受取書」に係る印紙税の非課税範囲が拡大（3万円未満→5万円未満）されており、当該減税分を反映する。

（3）法人税

「平成26年度税制改正の大綱（閣議決定）」において、復興特別法人税の1年前倒し廃止が決定されたため、当該減税分を反映する。

（4）その他

算定規則及び各税法に基づき算定されていることを確認した。

特別監査の反映等により前提諸元の査定に伴う税額の減を適切に反映する。

【参考 2】過去の査定方針（H24年・東京電力／H25年・関西電力・九州電力）

（1）法人税について

原価算定における法人税は、資本コストの一環として算定されるものであって、実際に支払われる法人税とは異なるものであることから、配当所要原資に対する課税分の原価算入を認めることが適当である。算定規則に基づき、一株あたりの配当金を9電力会社で最も低い50円として算定した額を計上していることは妥当と考えられる。

（出典）中部電力株式会社の供給約款変更認可申請に係る査定方針（平成26年4月経済産業省）
東京電力株式会社の供給約款変更認可申請に係る査定方針（平成24年7月経済産業省）
関西電力株式会社及び九州電力株式会社の供給約款変更認可申請に係る査定方針（平成25年3月経済産業省）

各事業者における法人税等の算定方法①

(単位：百万円、百万株 ※単位未満は四捨五入)

＜東北電力＞		今回申請 (A)	前回 (B)	差引 (A-B)	主な増減要因
配当所要利益	$A=D/(1-E)$	34,632	36,839	▲2,207	
発行済株式の数	B	500	499	1	・自己株式（発行済株式の数から控除）の減少
一株当たりの 配当金額（円）	C	50	50	-	
配 当 金	$D=B\times C$	24,990	24,932	57	
実効税率（%）	E	27.84	32.32	▲4.48	・法人税率の低下
法人税等（ $A\times E$ ）		9,641	11,907	▲2,266	
法人税等（託送原価相当額控除後）		9,641	7,778	1,863	

(単位：百万円、百万株 ※単位未満は四捨五入)

＜北陸電力＞		今回申請 (A)	前回 (B)	差引 (A-B)	主な増減要因
配当所要利益	$A=D/(1-E)$	14,489	16,767	▲2,278	
発行済株式の数	B	209	214	▲5	・自己株式の取得による減少
一株当たりの 配当金額（円）	C	50	50	-	
配 当 金	$D=B\times C$	10,438	10,707	▲269	
実効税率（%）	E	27.96	36.14	▲8.18	・法人税率の低下
法人税等（ $A\times E$ ）		4,051	6,060	▲2,009	
法人税等（託送原価相当額控除後）		4,051	4,146	▲94	

各事業者における法人税等の算定方法②

(単位：百万円、百万株 ※単位未満は四捨五入)

＜中国電力＞		今回申請 (A)	前回 (B)	差引 (A-B)	主な増減要因
配当所要利益	$A=D/(1-E)$	25,021	28,524	▲3,503	
発行済株式の数	B	361	364	▲4	・自己株式の増加
一株当たりの 配当金額 (円)	C	50	50	－	
配 当 金	$D=B\times C$	18,026	18,212	▲186	
実効税率 (%)	E	27.956	36.15	▲8.194	・法人税率の低下
法人税等 ($A\times E$)		6,995	10,311	▲3,316	
法人税等 (託送原価相当額控除後)		6,995	6,461	534	

(単位：百万円、百万株 ※単位未満は四捨五入)

＜四国電力＞		今回申請 (A)	前回 (B)	差引 (A-B)	主な増減要因
配当所要利益	$A=D/(1-E)$	14,412	15,347	▲935	
発行済株式の数	B	208	208	▲0	・単元未満株式の買取による配当対象株式数の減
一株当たりの 配当金額 (円)	C	50	50	－	
配 当 金	$D=B\times C$	10,376	10,380	▲3	・単元未満株式の買取による配当対象株式数の減
実効税率 (%)	E	28.0	32.3	▲4.3	・法人税率の引下げによる減
法人税等 ($A\times E$)		4,036	4,966	▲930	
法人税等 (託送原価相当額控除後)		3,224	3,423	▲199	

各事業者における法人税等の算定方法③

(単位：百万円、百万株 ※単位未満は四捨五入)

<沖縄電力>		今回申請 (A)	前回 (B)	差引 (A-B)	主な増減要因
配当所要利益	$A=D/(1-E)$	4,489	1,625	2,864	
発行済株式の数	B	54	17	37	・株式分割(2015～20年度の間に5回)による増
一株当たりの 配当金額 (円)	C	60	60	-	
配 当 金	$D=B\times C$	3,259	1,049	2,209	
実効税率 (%)	E	27.4	35.4	▲8.0	・法人税率引き下げに伴う減 (30%⇒23.2%)
法人税等 (A×E)		1,230	576	654	
法人税等 (託送原価相当額控除後)		703	348	355	

【参考】総原価に占める法人税等の割合 (申請原価ベース)

(単位：億円 ※単位未満は四捨五入)

	東北電力	北陸電力	中国電力	四国電力	沖縄電力
総原価 (①)	21,636	5,737	13,187	6,040	1,732
法人税等 (②)	96	41	70	32	7
割合 (②÷①)	0.45%	0.71%	0.53%	0.53%	0.41%